

四 警 環 第 6 号

令和 4 年 5 月 26 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 永井 良一 殿

第四管区海上保安本部長

濱平 清志（公印省略）

「令和 4 年度海洋環境保全推進月間」の実施について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から海上保安業務に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、5 月 30 日（月）から 6 月 30 日（木）までの 1 か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めております。

今年度は、

- ① 海上への油等の排出原因として最も多い「タンク計測」、「バルブ操作」等の作業中における取扱不注意による排出の防止に関する指導
- ② 船内で油等の漏出が生じた際に海上への流出を防止する措置（オーバーフロータンクの設置、スカッパーの閉鎖等）の実施に関する指導
- ③ 廃棄物（漁業活動で生じる「残さ」等）が漁業及び海洋環境に与える影響についての啓発活動

のほか、さらに、一般市民に対しては、プラスチックごみを含む家庭ごみ等の廃棄物の不法投棄防止にかかる指導及びマイクロプラスチックごみの発生抑制にかかる啓発活動を重点的に実施することとしております。

つきましては、貴殿におかれましても同月間の趣旨を御理解頂き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する各地域における都道府県及び地方自治体の要請内容を十分に踏まえたうえで、傘下会員への周知、当庁において実施する指導・啓発活動への御協力について、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。